

院内感染相談窓口について

青森県院内感染対策支援ネットワーク事業のひとつとして院内感染に関する相談窓口を開設しています。

日常の院内感染対策の基本的な相談から実際に院内感染が疑われる場合の相談などについて、院内感染の専門家が助言・支援します。

【相談の内容】

- (1) 院内感染を疑う症例があった場合の対応について
(原因不明の発熱、咳、下痢、発疹。検査・手術後の予想を上回る感染等)
- (2) 院内感染防止活動・教育に関する相談
- (3) その他院内感染に関する相談

【相談の方法】

- (1) 相談内容を院内感染対策個別相談事例記録票に記載し、メールあるいはFAXにてネットワーク事務局に送付してください。

メールアドレス： kansen-net@aomori.med.or.jp

ファックス番号： 017-773-5002

- ・ただし院内感染が疑わしく、緊急の対応が必要な場合はメール・FAXを送付するだけでなく、ネットワーク事務局(青森県医師会 017-723-1911)に電話で緊急の相談があることを伝えてください。
緊急の返答が必要な場合は出来る限り早急に対応します。
- ・相談の内容についてネットワークから照会することがありますので、記録票には連絡先・担当者を記載してください。
- ・院内感染対策個別相談事例記録票はネットワーク事務局にご請求ください。

- (2) メール、ファックスあるいは郵送で返答します。

相談をいただいてから約1～2週間で返答します。ただし相談の内容により返答に時間がかかる場合があります。

更なる支援が必要な場合は継続的に助言を行います。

【相談内容の公開について】

相談内容はネットワークの委員会内で管理され、原文のままでは公開しません。

ただし、医療機関名などが特定されないように匿名化した情報は、データベース化され、今後の院内感染対策に活用されます。

【返答内容の責任について】

ネットワークからの返答はあくまで助言・支援であり、最終的な責任は各医療施設・福祉施設にあります。ネットワークからの助言・支援を参考に適切な対応をお願い致します。

院内感染が実際発生した場合に、当ネットワークから保健所等に直接の情報提供は行いません。各医療施設・福祉施設からの適切な対応をお願いします。

－相談窓口に関する問い合わせ－

青森県院内感染対策支援ネットワーク事務局

〒030-0801 青森市新町2-8-21 青森県医師会内

電話：017-723-1911

FAX：017-773-5002

メールアドレス：kansen-net@aomori.med.or.jp

院内感染対策個別相談事例記録票

相談を受けたい方が差し支えない範囲で記載又は該当部分に印をつけてください。

メールアドレス： kansen-net@aomori.med.or.jp

ファックス番号： 017-773-5002

院内感染が疑わしく、緊急の場合はファックス・メールを送付するだけでなく
青森県医師会（017-723-1911）に電話でご連絡ください。

【相談対象施設の種類】						
病院	診療所	歯科 診療所	介護老人 保健施設	特別養護 老人ホーム	重症心身障害児 (者)施設	その他
【病床数】	0	1～19	20～99	100～199	200～499	500以上
【院内感染対策委員会の有無】			あり	なし		
【ICTの有無】			あり	なし		
【相談の主な対象】	患者		医療従事者	施設	組織	
【相談内容】(複数回答可)						
多発事例	職業暴露	個別管理	環境管理	施設内組織		
サーベイランス	消毒法	マニュアル	感染症一般 (SARS等)	その他		
【院内感染の疑いまたは保菌事例の有無】			あり	なし		

【事例がない場合の相談内容】

相談内容を以下に記載してください(100字程度)。

この事例がない場合の相談内容について、今後の院内感染対策のためのQ & A集などに活用させていただいてよろしいですか。(可 、 否)

青森県院内感染対策支援ネットワーク看護職員研修会開催要項

【目的】

院内感染対策の現場での対応のための知識を習得する系統的講義を開催します。

【対象者】

院内で感染対策に関与する看護職

参加者をご登録頂き、出来るだけ3回の研修を継続しての受講をお願い致します。
また日程の都合等により他地域の会場に出席することは可能です。

【研修内容】

研修1. 感染管理の現状と最近の話題

- ・ CDCのガイドライン：標準予防策と感染経路別予防策
- ・ 防御具（PPE）
- ・ ICNの役割と期待される活動
- ・ 感染対策の基本

研修2. 感染症学・微生物学

- ・ 感染とは、病院感染の原因微生物、薬剤耐性菌
- ・ 院内感染対策の実際：感染防止技術

研修3. 日常の看護業務

- ・ 滅菌・消毒
- ・ ファシリティマネジメント
- ・ カテーテル関連血流感染防止対策
- ・ 尿路感染防止対策
- ・ 手術部位感染防止対策
- ・ 人工呼吸器関連対策

【開催日程】

	青森会場	八戸会場	弘前会場
研修1	10/6 (水)	10/7 (木)	10/29 (金)
研修2	11/12 (金)	11/11 (木)	11/22 (月)
研修3	12/9 (木)	12/10 (金)	12/15 (水)

※青森会場…青森市医師会館（青森市新町2-8-21 TEL 017-723-1911）

弘前会場…弘前市医師会館（弘前市野田2-7-1 TEL 0172-32-2371）

八戸会場…八戸総合健診センター（八戸市青葉2-17-4 TEL 0178-43-3954）

【会場及びプログラム】

—青森会場—

青森県医師会館（青森市新町2-8-21、Tel 017-723-1911）

- 研修1：10月6日（水） 午後2時～5時
「感染管理の現状と最近の話題」
講師：東北大学医学部附属病院検査部 感染管理室 金光敬二
- 研修2：11月12日（金） 午後2時～5時
「感染症学・微生物学」
講師：東北大学医学部附属病院検査部 感染管理室 國島広之
- 研修3：12月9日（木） 午後1時～4時
「日常の看護業務」
講師：弘前大学医学部附属病院 感染対策担当看護師長 山本葉子
弘前大学医学部附属病院 材料部看護師長 福沢百合子

—弘前会場—

弘前市医師会館（弘前市野田2-7-1、Tel 0172-32-2371）

- 研修1：10月29日（金） 午後2時～5時
「感染管理の現状と最近の話題」
講師：弘前大学医学部附属病院 副看護部長 安田文子
弘前大学医学部附属病院 感染対策担当看護師長 山本葉子
- 研修2：11月22日（月） 午後2時～5時
「感染症学・微生物学」
講師：弘前大学医学部第3内科助教授 玉澤直樹
- 研修3：12月15日（水） 午後2時～5時
「日常の看護業務」
講師：弘前大学医学部附属病院 感染対策担当看護師長 山本葉子
弘前大学医学部附属病院 材料部看護師長 福沢百合子

—八戸会場—

八戸市総合健診センター（八戸市青葉2-17-4、Tel 0178-43-3954）

- 研修1：10月7日（木） 午後2時～5時
「感染管理の現状と最近の話題」
講師：東北大学医学部附属病院検査部 感染管理室 金光敬二
- 研修2：11月11日（木） 午後2時～5時
「感染症学・微生物学」
講師：東北大学医学部附属病院検査部 感染管理室 國島広之
- 研修3：12月10日（金） 午後2時～5時
「日常の看護業務」
講師：弘前大学医学部附属病院 感染対策担当看護師長 山本葉子
弘前大学医学部附属病院 材料部看護師長 福沢百合子

3. 埼玉 県

〈 相談事業の概要 〉

埼玉県院内感染防止相談窓口の設置についての御案内

埼玉県健康福祉部感染症対策室

医療機関及び介護老人保健施設等の社会福祉施設における院内(施設内)感染対策につきましては、各施設の管理者が中心となり、個別の取組を実施されているところですが、全国的には多剤耐性緑膿菌やセラチア菌による死亡事例などが発生しており、多くの問題が生じているところです。

そこで、埼玉県では各施設の院内感染対策を支援するために、埼玉医科大学病院の協力により、下記のとおり院内感染防止相談窓口を設置することとなりました。

施設管理者の皆様におかれましては、院内感染対策上の疑問点についての問い合わせを行うなど、相談窓口を御活用くださるようお願いいたします。

記

- 1 設置年月日
平成16年12月1日
- 2 設置場所
入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地
埼玉医科大学病院 感染症科・感染制御科
電話 049-276-2032
- 3 相談受付日
毎週月曜日から金曜日の9:00～12:00
- 4 相談の対象となる施設
病院、診療所、歯科診療所等の医療機関
介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設
相談者の職種は問いませんが、施設管理者の承認を得て相談願います。
- 5 相談方法
電話相談を原則とします。相談の際は、別紙記載事項を相談窓口の担当者へ伝えてください。
- 6 相談事例
主に次のような相談に応じます。

(1) 院内感染の疑い又は保菌事例がある場合

- ア MRSAや多剤耐性緑膿菌検出患者が複数発生した。
- イ インフルエンザの集団感染が生じた。 など

(2) 院内感染事例がない場合

- ア インфекションコントロールチーム (ICT) の設置について
- イ 針刺し事故防止対策について など

7 その他

- (1) 相談事例については、埼玉医科大学病院から国立国際医療センターへ提供されます。国立国際医療センターは、提供された情報について、一定の加工（個別の医療機関名の秘匿等）を行い、今後の院内感染対策の参考となる事例を抽出の上、ホームページ上で公表し、全国の医療機関で活用できるようにします。
- (2) 院内感染対策上の責任は、当該医療機関（施設）の管理者にあり、相談窓口は、あくまでアドバイス（支援）を行うものです。